

やまなし県央連携中枢都市圏広域観光推進
(広域観光プロモーション)業務委託仕様書

1 目的

本業務は、やまなし県央連携中枢都市圏を構成する 9 市 1 町※の特色を活かした広域観光プロモーションにより、行政区域にとらわれない「観光エリア」として、メディアへの露出機会を創出し、「話題化」させるとともに、圏域内における戦略的な誘客促進及び消費額の拡大を図っていくことを目的とする。

※甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、山梨市、甲州市、中央市、昭和町

2 業務名

やまなし県央連携中枢都市圏広域観光推進(広域観光プロモーション)業務委託

3 業務期間:契約締結日から令和 6 年 3 月 15 日(金)

4 業務内容

(1)広域観光プロモーションの実施

① メディア向け企画の設計

メディア露出(インターネット、SNS、イベント企画、プレス発表会、テレビ CM、広告、動画等)を前提とした企画を設計すること。その際、次の点に留意すること。

- ・著名人を起用する場合は、具体的に示すこと。
- ・設計については、一例として「イベント企画の実施、それに伴うプレス発表会、駅ナカ広告」を想定している。なお、イベント企画は必須ではない。
- ・サウンドロゴ等を活用する場合はイメージが沸くような案を示すこと。
- ・印刷物がある場合は部数を示すこと。
- ・テレビ CM 等の場合は出稿数、放送エリア、放送時間帯等を示すこと。

② 「話題化」させる個性的で斬新なプロモーションの実施

メディア露出により「話題化」させることで、圏域内における戦略的な誘客促進及び消費額の拡大につながる提案とすること。

③ 圏域内の地域資源を絡めた仕掛け

圏域内の地域資源を絡めたプロモーションを実施すること。その場合、次の点に留意した提案であること。

- ・圏域内 10 市町全てに絡んだ地域資源でなくとも構わないこと。

具体例として、ワインを地域資源とした場合、圏域内全てに醸造所またはワイナリーがあるわけではないが、圏域内の地域資源を絡めているため可とする。

④ 訴求戦略

実施するプロモーションについて、次の項目に留意し提案すること。

- ・認知度の向上
- ・関心の惹起
- ・探索の誘導
- ・行動の促進

⑤ 効果検証

メディア掲載回数など、「話題化」された実績(広告であれば、広告換算値などを想定)を数値化して報告すること。

【追加提案(委託料に含めない)】

- ①次年度以降も含め、圏域内の魅力を高める提案があれば、これを示すこと。
- ②令和 5 年度において、首都圏及び中京圏等の主要駅、空港、大型商業施設などで圏域を絡めたキャンペーン(既存イベント参加も可)が実施可能な場合、これを示すこと。

(2)実績報告書の作成

「実績報告書」として、業務内容に関する資料、記録写真、報告書等の一式の、電子データ(ワード又はエクセル形式及びPDF形式でCD-ROM等の電子記録媒体に保存)と印刷物 2 部を提出すること。

5 留意事項

- (1)計画・実施については、委託者と十分協議して行うこと。
- (2)受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (3)著作権及び肖像権等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (4)本業務において、第三者からの権利侵害の訴えその他紛争等が生じた場合は、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとする。さらに、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5)台風や災害等の不可抗力により受託者に損害が生じた場合、受託者は委託者に対してその損害を請求することはできない。また、その他、委託者・受託者の責任に抛らない事情により、企画が中止となった場合は、双方で協議を行う。
- (6)提案内容は委託者との協議により、変更できるものとする。
- (7)受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、記載のない事項が発生した場合は、委託者の担当者と速やかに協議してその指示に従うこと。